



# 日本不動産鑑定士協会連合会 50周年記念

不動産鑑定士は、「不動産の有効利用」を判定し、「適正な地価」を判断する専門家です。

国や都道府県が土地の適正な価格を一般に公表するための地価公示や地価調査における鑑定評価をはじめとして、公共用地補償目的の鑑定評価、相続税標準地の鑑定評価、固定資産税標準宅地の鑑定評価、裁判上の鑑定評価、会社の合併時の資産評価ならびに現物出資の鑑定評価、さらには、不動産に関するコンサルティング等、広く公共団体や民間の求めに応じて不動産鑑定士が業務を行っています。



公益社団法人  
日本不動産鑑定士協会連合会



- 切手と写真部分を郵便物に貼って、ご利用いただけます。写真部分だけでは、切手としてご利用いただけません。
- 郵便料金納付のためにこの切手をご利用の場合、写真部分に消印がかかることがあります。



△版印刷株式会社製送